

## 石油石炭税法取扱通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p>第1条 この通達において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(12) (省略)</p> <p>(13) 輸徴法通達 <u>平成18年3月1日付課消1-1ほか4課共同「消費税法基本通達等の一部改正等について」(法令解釈通達)の別冊1「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律取扱通達(消費税及び間接諸税関係)」</u></p> <p>(14)～(21) (省略)</p> <p>(場内消費不適用として取り扱う場合等)</p> <p>第12条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 輸徴法第12条第1項から第3項まで《船用品又は機用品の積込み等の場合の免税》、同法第13条第3項《免税等》又は租特法第90条の4第1項《引取りに係る石油製品等の免税》(第4号に限る。)の規定により石油石炭税の免除を受けるべきものであること。</p> <p>(納期限の延長)</p> <p>第39条 (省略)</p> <p>2 関税法第73条第1項《輸入の許可前における貨物の引取》の規定により税関長の承認を受けて引き取る原油等に係る法第17条第3項に規定する石油石炭税については、<u>輸徴法通達第9条《輸入の許可前における引取り》関係9-1《輸入の許可前における引取りの際の納期限延長》</u></p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第1条 この通達において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(12) (同左)</p> <p>(13) 輸徴法通達 <u>昭和41年10月21日付間消1-132ほか1課共同「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の取扱通達の一部改正について」通達の別冊</u></p> <p>(14)～(21) (同左)</p> <p>(場内消費不適用として取り扱う場合等)</p> <p>第12条 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 輸徴法第12条第1項から第3項まで《船用品又は機用品の積込み等の場合の免税》、同法第13条第3項《免税等》又は租特法第90条の4第1項《引取りに係る石油製品等の免税》(第3号に限る。)の規定により石油石炭税の免除を受けるべきものであること。</p> <p>(納期限の延長)</p> <p>第39条 (同左)</p> <p>2 関税法第73条第1項《輸入の許可前における貨物の引取》の規定により税関長の承認を受けて引き取る原油等に係る法第17条第3項に規定する石油石炭税については、<u>輸徴法通達第6条第3項《引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例》</u>の規定にかかわらず納期限の延</p>

改 正 後	改 正 前
<p>の規定にかかわらず納期限の延長ができることに取り扱う。</p> <p>(本邦の船舶等の意義)</p> <p>第45条 輸徴法第12条第2項《船用品又は機用品の積込み等の場合の免税》に規定する「本邦の船舶又は航空機」の意義は、<u>輸徴法通達第12条《船用品又は機用品の積込み等の場合の免除》</u> <u>関係12-1</u>《本邦の船舶等の意義》に定めるところによる。</p>	<p>長ができることに取り扱う。</p> <p>(本邦の船舶等の意義)</p> <p>第45条 輸徴法第12条第2項《船用品又は機用品の積込み等の場合の免税》に規定する「本邦の船舶又は航空機」の意義は、<u>輸徴法通達第11条《本邦の船舶等の意義》</u>に定めるところによる。</p>